

令和元年 10 月 17 日

市長定例記者会見資料

西宮市政記者クラブ各位

障害のある人への理解を促進する取り組みについて

本市では、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」を障害福祉施策の将来像として定め、障害のある人の理解啓発に取り組んでいます。

この度、新たな取り組みとして「合理的配慮助成事業」と「あいサポート運動」を開始します。

1. 合理的配慮助成事業

障害のある人の社会参加を進めるため、市内の事業者が合理的配慮の提供（点字メニューの作成、筆談ボードの購入、簡易スロープの設置など）を行う場合にその費用を助成します。10月1日より事業を開始しております。

助成の対象となるもの	上限額	補助率
コミュニケーションツールの作成 ・点字メニューの作成など	5万円	50/100
物品の購入 ・筆談ボード、音声拡張器など	10万円	
改修工事の施工 ・簡易スロープ、手すり、多機能トイレなど	20万円	

※対象品目の確認が必要なため、事前にご相談をお願いしております。

2. あいサポート運動

様々な障害の特性や障害のある人への配慮を理解し、障害のある人へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポーター」を養成する事業です。「あいサポーター」は障害当事者や支援者等が講師となり養成します。

あいサポート運動は鳥取県で平成21年に始まり、令和元年8月時点で8県12市5町が実施しており、兵庫県内では初となります。

11月より講師の養成を開始します。それに先立ち、10月25日に本市において鳥取県とあいサポート運動協定締結式を行います。

お問合せ先

西宮市：健康福祉局 福祉部 障害福祉課

電話：0798-35-3147